

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年11月7日

横浜市契約事務受任者  
鶴見区長 渋谷 治雄

1 契約の概要

鶴見区岸谷3丁目29-13付近の擁壁崩壊に係る地盤調査等業務委託

2 履行（納品）場所

鶴見区岸谷3丁目29-13付近

3 契約日

令和7年9月22日

4 履行日又は履行期間

令和7年9月22日から令和7年9月30日

5 契約金額

57,200円

6 契約の相手方（名称及び所在）

一般社団法人地盤品質判定士会

理事長 北詰 昌樹

東京都文京区千石4丁目38番2号

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

避難指示の範囲、継続・解除の判断は周辺住民の生命にかかわる事案であり、緊急で実施する必要があったため。

8 契約の相手方の選定理由

建築局が協定を締結している地盤品質判定士会であり、迅速に対応できる者であるため。

9 所管課

鶴見区総務課